

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

1. 地域の災害リスク

(1) 菊池市の立地

菊池市は、熊本県北東部に位置し、頭部は阿蘇地域、南部は熊本都市圏（熊本市、大津町、合志市）、西部は山鹿市、北部は大分県日田地方にそれぞれ接している。

地勢は、北部の八方ヶ岳から東部の阿蘇外輪山の鞍岳まで山岳が連なり、地域の大半を森林が占めている。それら山岳からの豊富な水が菊池川本流をはじめとして迫間川、川原川、合志川に流れており、菊池平野を潤し、肥沃な土地を形成している。



■ 地目別土地面積 (平成26年)



資料: 税務課

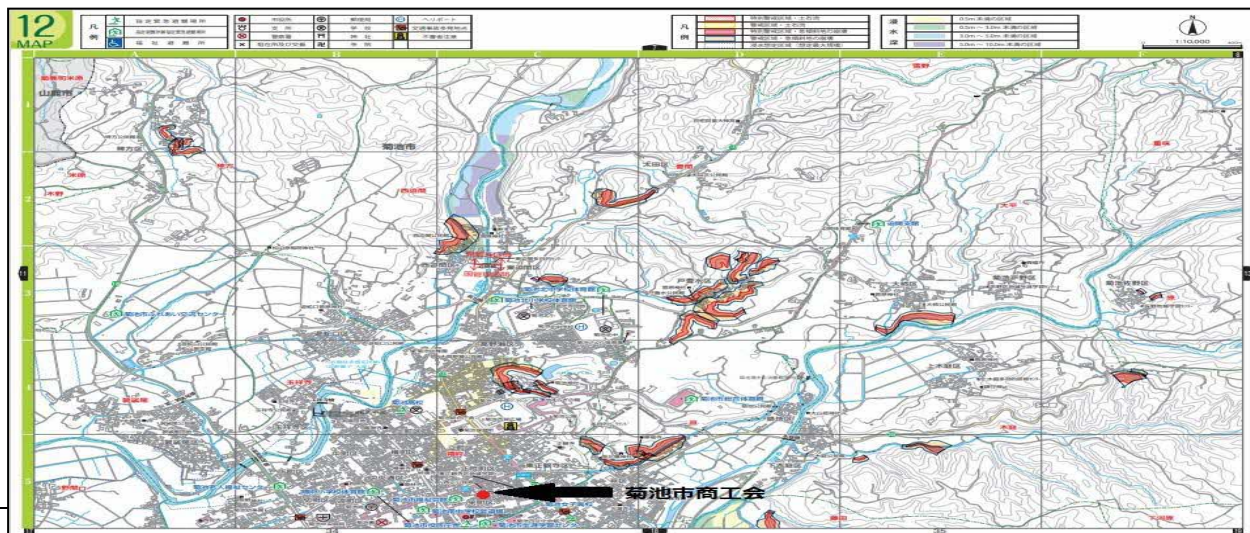
(2) (洪水: 防災マップ)

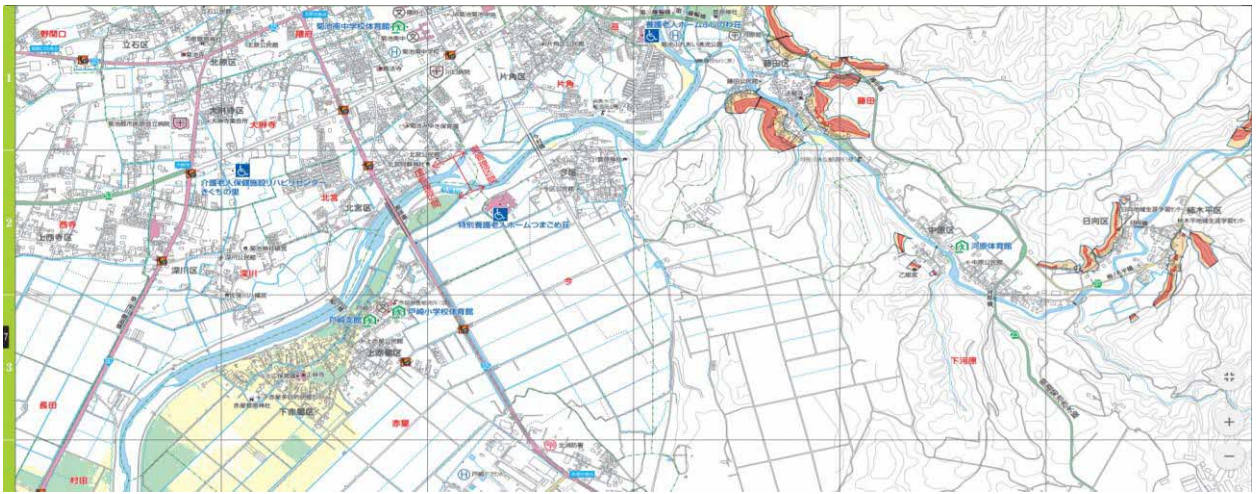
菊池市の防災マップによると、菊池市商工会が立地する市街地地域においては、洪水被害の危険性は低いと予想されている。また、市街地の商業地区においても洪水被害の危険性は低いと予想されている。

多くの製造業が立地する蘇崎地区・川辺地区・森北地区・富の原地区においても、高台に立地していることもあり洪水被害の可能性は低いと予想されている。

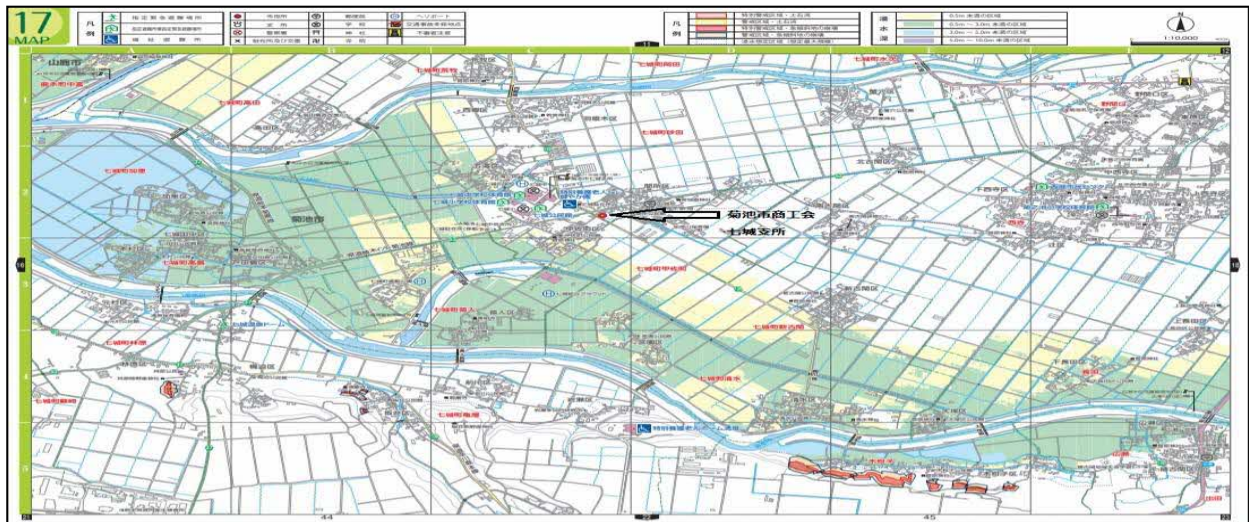
なお、一級河川菊池川と合志川が合流する当市西部の七城地区や合志川に面する泗水地区は最大で10mの洪水被害が予想されている。

【菊池市商工会本所周辺】

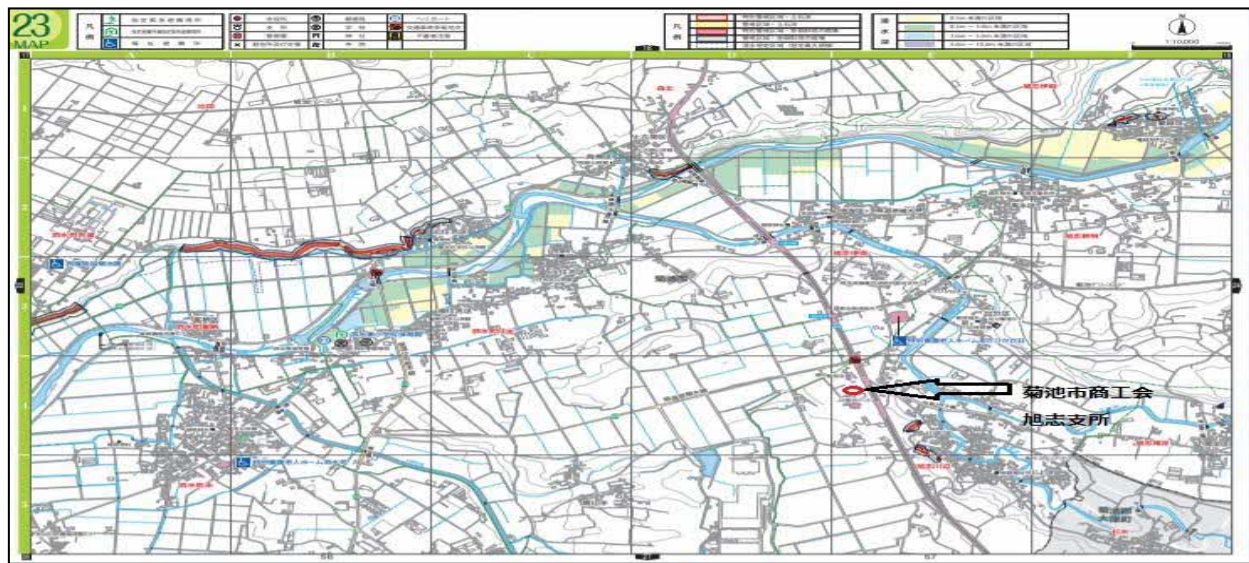


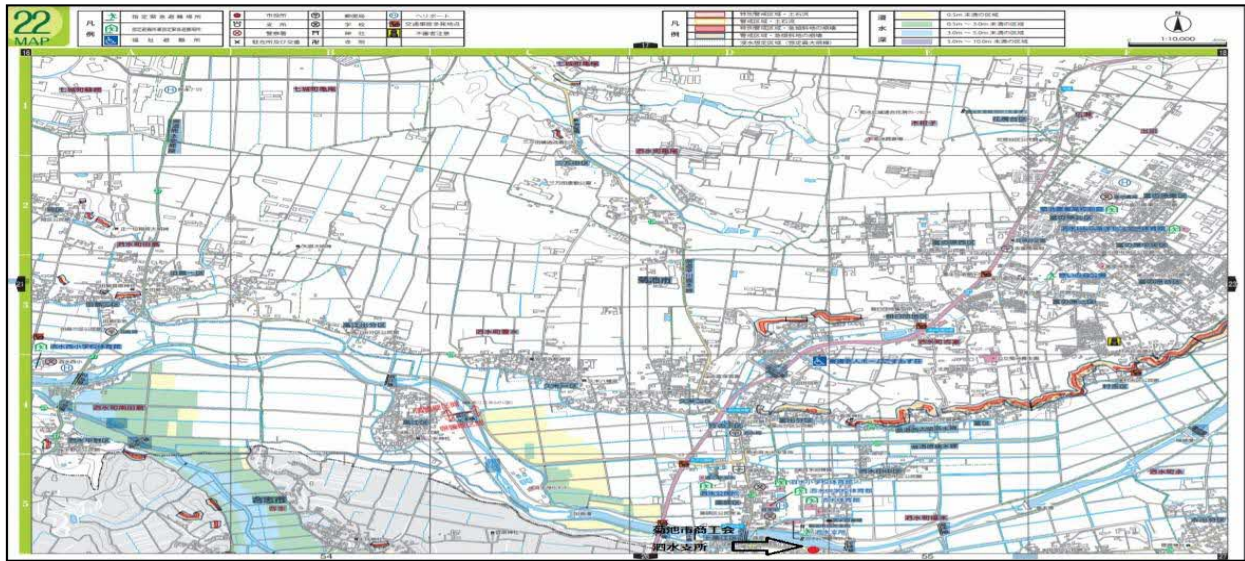


【菊池市商工会七城支所周辺】



【菊池市商工会旭志支所周辺】



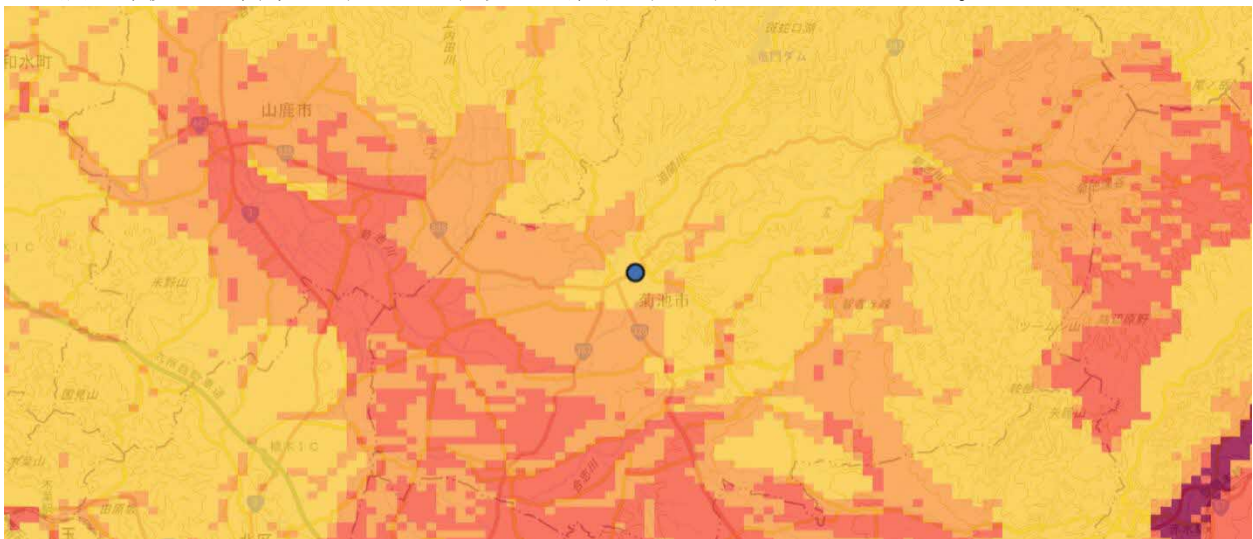


(3) (土砂災害：防災マップ)

当市の防災マップによると、温泉旅館や飲食店が軒を連ねる東正観寺地区一帯は、急斜面に面しており地滑り等土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(4) (地震：J-SHS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当市中心部は震度6弱以上の地震が今後30年間で0.1%以上の確率で発生するといわれている。また、当市西部の七城町については、震度6弱以上の地震が今後30年間で6%～26%以内の確率で発生するといわれている。



(5) (その他)

菊池市内の合志川流域では、平成24年九州北部豪雨において大雨・洪水・土砂災害等、広い範囲に多大な被害をもたらした。これにより、菊池市において全壊1棟、半壊1棟、一部損壊4棟、床上浸水73棟に上り大きな被害となった。

また平成28年熊本地震においては最大震度6強を記録し、人的被害が死者3名・重傷者20名・軽傷者56名、住家被害が全壊56棟・半壊622棟・一部損壊2,734棟に上り大きな被害となった。

(6) (感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

2. 菊池市内商工業者の状況

- ・商工業者数 1,804人
- ・小規模事業者数 1,403人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	232	224	市内に広く分散している。
	製造業	221	164	市西部の蘇崎工業団地、市南部の川辺工業団地・森北工業団地、市南西部富の原工業団地周辺に多い。
	卸・小売業	508	358	卸売業：市内に広く分散している。 小売業：市内中心市街地(隈府地区)に多い。大型商業施設も中心市街地周辺に隣接している。
	宿泊業・飲食業	251	161	飲食・宿泊業：中心市街地に多い。
	サービス業	489	404	その他サービス業：市内に分散している。
	その他	103	92	市内に広く分散している。
	合計		1,804	1,403

3. これまでの取組

1) 菊池市の取組

- ・地域防災計画(風水害対策編)の策定(令和2年5月29日)
- ・地域防災計画(震災対策編)の策定(令和2年5月29日)
- ・防災マップの全戸配布(平成29年5月31日)
- ・菊池市防災・行政情報システム「きくち防災・行政ナビ」配信(平成30年4月)
- ・菊池市家畜伝染病防疫対策要綱の制定(平成23年)
- ・菊池市新型コロナウイルス感染症対策基本方針策定(令和2年9月)

2) 菊池市商工会の取組

- ・くまもと共済と連携した損害保険への加入促進
- ・防災グッズの備蓄
- ・菊池市が実施する防災訓練への参加及び協力

II. 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記録にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

また、管内小規模事業者へBCP策定の重要性の周知やBCP策定支援など十分に行えていなか

ったが、昨今の大規模自然災害の発生など BCP 策定に対する支援のニーズは非常に高まっており、BCP 策定支援体制の構築といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、市内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りやアクリルボードの設置など、事業所内の感染防止措置の実施、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどの必要がある。

Ⅲ. 目標

- ・当会と本市との間で市内の小規模事業者に対し、災害リスクや感染リスクを認識させ、事業者 BCP の策定等の事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、感染症においては感染発生時（海外発生期・国内感染者発生期・国内感染拡大期、社内感染発生期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

上記の項目により、当会及び本市が小規模事業者に対して、従業員や顧客・来場者の安全確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続）、地域の貢献といった役割を認識させ、災害時行動マニュアルの作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努めていただくよう支援する。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う連携・協力するものとする。

（目標値）

	現行	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
セミナー開催件数	-	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
BCP プラン策定	-	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件

<詳細>

セミナー開催数：菊池市商工会主催で年 1 回開催。新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮し、会場集合型と WEB 参加型を事業者が選択できるように準備する。

BCP 策定件数：菊池市商工会経営指導員 1 名あたり年 1 件を策定目標とする。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・菊池市商工会と菊池市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当市の地域防災計画等との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等を取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時や窓口相談時に、防災マップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報・市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新で正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年11月に事業継続計画を作成（別添）。近年、大規模自然災害が多発する中今後必要に応じて計画更新を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・（仮称）菊池市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会・当市）を開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

＜ 2. 発災後の対策＞

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。

(全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を利用し安否確認及び業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、菊池市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況の確認や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。など
- ・当会の職員全員が被災する等により応急対策ができない場合に、当市または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5 日以内に情報を共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

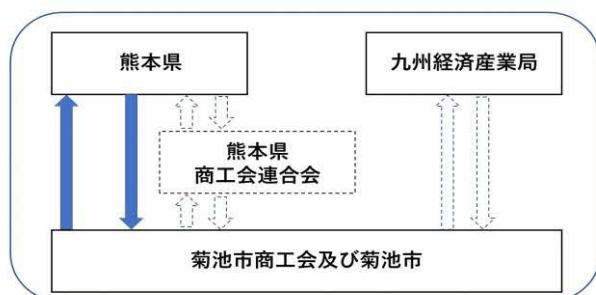
・当市で取りまとめた「菊池市新型インフルエンザ対策行動計画」・「菊池市新型コロナウイルス感染症対策行動計画」などを踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務の導入や本所機能の支所移転など体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

・自然災害等発災時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うため、全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を活用し、小規模事業者の被害

状況（物的被害状況・人的被害状況・被害額・被害画像）を報告する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県商工振興金融課あてメールにて当会又は当市より報告する。
- ・感染症流行の場合、国や熊本県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当市により熊本県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について、菊池市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認できた場所において、相談窓口を設置する。）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
（市内と当市で被害状況の情報収集を分担して行う場合、役割分担（担当地区、担当企業等）をあらかじめ明確化しておく。）
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や熊本県、菊池市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある小規模事業者に対する支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会及び菊池市と情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

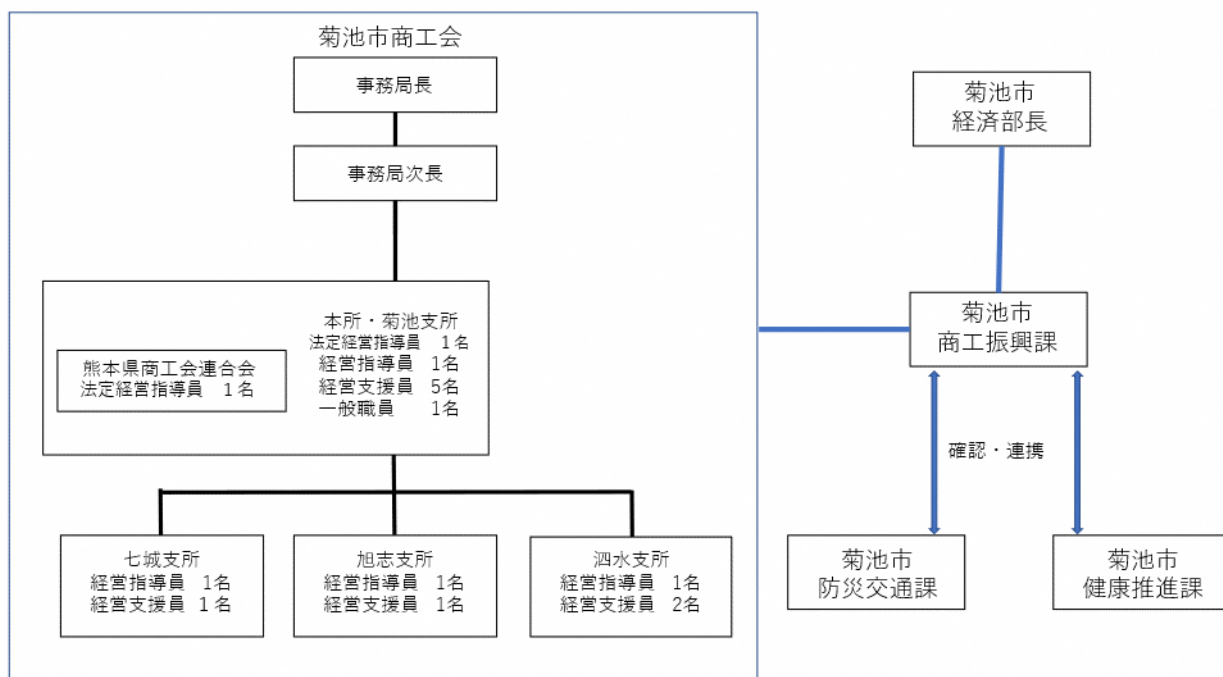
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月1日現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：田代 晶大 連絡先：菊池市商工会 TEL0968-25-1131
氏名：椎名 岳雄 連絡先：熊本県商工会連合会 TEL096-325-5161

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

菊池市商工会 経営支援課

〒861-1331

熊本県菊池市隈府 780-1

TEL 0968-25-1131

FAX 0968-25-1133

E-mail kikuchi@kumashoko.or.jp

②関係市町村

菊池市役所 商工振興課

〒861-1331

熊本県菊池市隈府 888

TEL 0968-36-9720

FAX 0968-25-1123

E-mail shoukou@city.kikuchi.lg.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
講師謝金	110	110	110	110	110
講師旅費	50	50	50	50	50
資料印刷費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・菊池市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

